

指導が不適切な教諭等に対する指導改善研修等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年11月15日

京都市教育委員会

委員長 藤原勝紀

京都市教育委員会規則9号

指導が不適切な教諭等に対する指導改善研修等に関する規則の一部を改正する規則

指導が不適切な教諭等に対する指導改善研修等に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「除く。）」の右に「をいう。」を加え、同条に次の1号を加える。

(3) 指導力判定委員会 京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例（以下「条例」という。）別表に規定する京都市教員指導力判定委員会をいう。

第4条第4項前段中「（第9条第1項に規定する指導力判定委員会をいう。以下同じ。）」を削る。

第7条中「講ずる」を「講じる」に改める。

第9条を次のように改める。

（諮問事項）

第9条 第4条第4項及び第6条第3項に規定するもののほか、次に掲げる事項を指導力判定委員会に諮るものとする。

- (1) 指導が不適切な教諭等及びそれに相当する教諭等への指導及び研修に関すること。
- (2) 第7条に規定する措置に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指導が不適切な教諭等への対応について必要な事項に関すること。

第10条の見出しを「（補則）」に改め、同条を第15条とし、第9条の次に次の5条を加える。

（指導力判定委員会の委員）

第10条 条例第3条に規定する教育委員会が適当と認める者は、教育学、医学、心理学その他の児童等に対する指導に関する専門的知識を有する者、本市の区域内に住所を有する保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。）並びに教育委員会事務局及び教

育機関（学校を含む。）の関係職員とする。

（指導力判定委員会の委員長）

第11条 指導力判定委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、教育委員会事務局総務部長をもって充てる。
- 3 委員長は、指導力判定委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（指導力判定委員会の招集及び議事）

第12条 指導力判定委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 指導力判定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 指導力判定委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、会議を招集する時間的余裕がないときその他正当な理由があるときは、会議に代え、議事すべき事項を委員に回付することにより議事を決することができる。この場合において、指導力判定委員会の議事は、委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 6 指導力判定委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第13条 指導力判定委員会の庶務は、教育委員会事務局総務部教職員人事課において行う。

（指導力判定委員会に関する補則）

第14条 この規則に定めるもののほか、指導力判定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（教育委員会事務局総務部教職員人事課）